

第25期 第2回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和5年8月10日（木）13時30分から15時10分

2 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3 出席委員（17名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	安井	善次	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	濱田	博之	委員

4 欠席委員（1名）

10番 正田 富美子 委員

5 説明員（1名） 農林水産課

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に対する意見に

ついて

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第3号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
- 報告第4号 農地の転用事実等に関する照会について
- 報告第5号 大津市農政審議会委員の推薦について
- 報告第6号 広報誌「みどりのこだま」臨時号の発行について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主査

9 議事概要

- 事務局長 それでは、第25期第2回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。
最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。
先唱につきましては、以前から議席番号順となっております。本日は、議席番号1番村田省三委員に先唱していただきますので、よろしくお願ひいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

- 事務局長 どうもありがとうございました。ご着席ください。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は、北部選出副会長であります村田省三委員にお願いいたします。それでは、よろしくお願ひします。

- 副会長 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。
本日は、正田富美子委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
なお、本日の定例総会につきましては、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
次に、会長からご挨拶をいただきます。

- 会 長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございます。
それでは引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
議事録の整理のため、発言に当たっては、挙手し、氏名を述べていただいた上で発言していただきますようお願い申し上げます。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りくださるかマナーモードに設定していただきますようによろしく申し上げます。

では、議事が円滑に進行できますようによろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

3番 大伴 四郎左衛門 委員

5番 井上 一夫 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の仰木二丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 8月3日、地元推進委員と譲受人とで現地で立会を行いまして、聞き取り調査等々行いました。事務局からの話にもありましてとおおり、譲渡人のご実家は私の近所で、もう外に出ておられて、全然仰木には帰ってこない状態で、今までは利用権設定で認定農業者に貸していたのですが、3月末で返却されました。その後、耕作者がいなくて困っていたところに、昔の上司に相談を持ちかけたところ、仕方がないし買う、という話でまとまったようです。

譲受人に確認したところ、〇〇という農業法人があり、この3ページの写真のとおり、そこが一旦掘り起こしをした状態で管理をされています。この状態で来年まで草刈りをして、この秋より田起こしから始めて、この2枚と

も水稻を作付するというをおっしゃいました。土地改良区の中の田2筆になりますので、その辺の水の管理や草の管理、あと共同作業等々はこのルールにのっとって同じようにさせてもらうということもおっしゃっていましたし、あとまた中山間の直接支払制度の第2集落の中にもありますので、その辺も理事長と話し合いながら、このルールに従って耕作をしていくとおっしゃっていましたので、何ら問題ないかと思っておりますので、どうぞ皆さんご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.2の千野二丁目につきまして、地元委員よりご意見を願いたいいたします。

委 員

7月から農業委員をお受けいたしました。

何分にもこの席は初めてなもので、皆さんにご指導いただきながら活動させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

この千野の案件は、去る23日に午前中研修がありまして、午後から雄琴の農業組合のほうで新しい農業委員、推進委員の引継式があり、その後に推進委員と現地へ参りまして、譲受人と現地で立会いたしました。現地はこの写真よりも若干手入れもされていて、もう既に作物も作っておられるような状態で、本人はかなりお年を召しておられたんですけども、至って元気で、やる気十分で、家も近くで、ますます農業に励みたいとおっしゃっていました。地元の千野のこの家の近くは、自給野菜ということでどこも精を出してやっている地域でございますので、安心してお任せできると思っております。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.3の追分町につきまして、地元委員よりご意見を伺います。

委 員

追分町の現地確認を地元推進委員に同席をいただいて確認をいたしました。今回の議案につきましては、〇〇さん、この方は67歳ということで、高齢者に入るわけですけども、これまでの間に十分この兄弟さん及び母親等の農地に対して動きというものがなかったため、〇〇さん本人が個人でやるということで、持分の変更をした上で今回の申請ということになりました。

当日、地元推進委員と現地確認をいたしましたところ、今回のこの申請に伴う代理人の行政書士の立会いはいただきませんでしたけども、当日、夜、〇〇という代理人の方に連絡を取りまして、高齢者であるがゆえに今回のこの申請をされたことについては、将来的なことも考えた上で持つということを確認いただいた上で今回の申請になったわけで、内容につきましては報告を一応しておりますので、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、No.4の大萱二丁目につきましては、地元委員よりご意見をお伺いします。お願いします。

委 員 私も、この7月から初めてこういうところに寄せていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

この議案の件でございますが、私と地元推進委員2人で現地確認を7月26日に行いました。この現地でございますけれども、14ページの位置図にもありますように、大萱の住宅地の中にある畑地になっている次第でございます。周辺は全部家で囲まれておりまして、畑をする以外に、あとは家を建てるか、それぐらいの場所でございます。それと、今度は申請人、譲受人のほうですけれども、現地のすぐ隣にお住まいでございました。住居から地続きで、農機具等も搬入することも可能でございます。そのような状況でございます。

譲渡人は、現在飲食業を営んでおられ、農業従事がどうしても困難というようになってきたことから、親戚であるこの譲受人に買取りの話をされたものです。譲受人は、地域の大手スーパーに野菜を出荷するほどで、農業にかなり意欲的でございます。また、ほかの田のほう、資料の16ページにあるように耕作面積3反、水稻等もやっておられますので、農業のほうにはかなり意欲的な方で、権利移転後の耕作についても特に問題はないと考えております。農業従事者は、お父さんが93歳、譲受人65歳と、高齢者で一瞬ちよっと考えたのですけれども、農業従事日数の関係で記載はされておられません、譲受人の配偶者も同じように農業をしておられますので、特に権利移転に関しても問題はないと考えている次第ですので、よろしくご審議のほどよろしくお願います。

議 長 ありがとうございます。
それでは、No.1からNo.4までで何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。
それでは、No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。
それでは、事務局、お願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 それでは、説明が終わりましたので、去る7月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 どうぞよろしくお願いいたします。
去る7月24日に一日立会委員をさせていただきました。地元の農業委員さん、推進委員さん、それから事務局におかれましては、暑い中大変お疲れさまでございました。
それでは、第2号議案についての報告ですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、現地の確認をさせていただきました。周りのほうには農地はなく、現状、顛末案件ということで住宅が建っておりますが、周りに対しては影響がないように思われました。申請のとおり、よろしくご審議のほどをしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。
No.1の伊香立生津町につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 よろしくお願ひします。

今回の議案に関してですが、当日立会いに申請人の方は来られていなかったのですが、代理人として行政書士の方と土地家屋調査士の方と2人おられまして、今回のこの経緯に関してその行政書士の方から説明いただいたのですけれども、昭和46年に農家用住宅を建てられた際の建築確認申請の書類の控えがあり、そこを見せていただいたところ、農地、この建物が建ってる地番が、〇〇と〇〇なのに、それが〇〇番地で申請されていまして、多分そこからこの問題が発生していったというように認識しております。本人が亡くなられておられますので、その経緯がどうか分かりませんが、恐らくそれが今回この顛末を招いたという状況になったのではと推測されます。

この〇〇番地は、すぐそばにあり、一応登記上は宅地になっておりまして、多分そこから全てが問題なく進んでいって現状に至ってるというのが経緯となっています。今回、発見しましたのは、先ほど事務局、また一日立会委員の方が説明されたとおり、娘さんが相続する際にいろいろ調べていった結果、今回こういうことが分かったということで、事の発端は、当初の申請の段階で地番を間違えてスタートしてるというところがありましたので、補足で説明させていただきました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
 No.1は許可することに決定いたします。
 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
 いてを議題といたします。
 事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりました。
 去る7月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査して
 いただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況につ
 いてご報告をお願いします。

委員

それでは、7月24日の一日立会におきまして確認させていただいたことを報告させていただきます。

1番、北比良につきまして、露天資材置場ということで、現状はそんなに作土、土を入れたりするというような状況もなく、排水に関しても問題ない。それと、隣接の農地が北側にありますが、その辺も了解済みというように説明を受けました。実際現地を確認しましたところ、問題ないように思われましたので、ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

2番の真野佐川町、自己居住用住宅ということで、この農地は、お父さんがお持ちの農地を息子さんが引き継ぎ、住宅を建てるとということで、周りの農地におきましても、周りの農地はお父さんが所有しておられる農地で、隣の農地に対しては営農に関する支障を来すようなおそれはないと話をお聞きしました。この2番についても問題ないかと思われまますので、ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

3番の真野普門一丁目に関して、これは、広告の看板設置ということで、現状隣の土地を譲受人が持っておられるということで、その続きを広告看板設置ということで使われるということです。周りに農地はなく、問題ないかというように思われます。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

4番目、大石曾東五丁目、露天資材置場及び露天駐車場ということで、周りには農地がありますが、譲渡人の農地があります。その対象農地は、その農地よりも低いところにあるとして、露天資材置場及び露天駐車場に使われるのに土は入れないということで、影響は出ないように思われます。あと、排水の件ですが、隣接する川のほうへ排出するというので、問題はないように思われます。ということで、問題ないように思われますので、ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

5番の大石東三丁目の露天資材置場ですが、これは、以前に一時転用許可を受けておられる継続の許可申請ということで、現状その最初の許可に合わせて使用されているところでありまます。その継続申請ということで、問題ないように思われます。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

それから、6番目、関津一丁目、これも露天資材置場ということで、周りには農地がありますが、説明等をされておりまして、隣接の農地の持ち主さんからは別に問題ないように聞いております。あと、形状はその形状のとおりで使うということで、ほかを触るということもないので、別段問題ないと思われまます。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

事務局

議長、事務局です。

一日立会委員の説明について、1点だけ事務局のほうから訂正いたします。

No.4、大石曾東五丁目、先ほど川のほうに向かって排水するというのでしたが、図面では右側が水路と書いてございませうが、左側のほうの

水路ということで、そこだけ、水路に向かって排水をされるということですし。よろしくをお願いします。

議長 続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。
No.1の北比良につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 資料30ページをご覧いただきたいと思います。
この図面の上が先ほど説明がございましたエリアになります。左側に農業用水路を越えて農道を拝むと、こういう状況になっております。北側に側溝があり、右側に排水路があるということで、本件の工事につきましては、底地を少し削って土砂を入れるものの、その高さはあぜを超えないように配慮はされております。あと、本件の雨水につきましては、この側溝のほう、北側のほうに流す予定をされております。あと、本件土地には、この農道を通して出入りするということになりますので、その農業用水路のところに、車が通るところについては、グレーチングを設置して保全を図るとの計画でございますので、問題はないというように考えます。
以上、よろしくご承認くださることをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.2、真野佐川町、No.3、真野普門町につきまして、私が地元委員でございますので、意見を述べさせていただきます。
No.2の真野佐川町の土地ですけれども、父親が所有してる土地1筆を分筆して、この一角に住宅を建てるということです。この家の周り、図面を見てもらったら縁に水路がありまして、これについては、ほかの田んぼのほうへは水路を引き、それはその場で潰さないよう、掃除もしやすいようにしてくださいということを伝えました。隣接の田んぼは、全部父親の所有地ですので、何ら問題なく、迷惑はかからないようになると思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
続きまして、No.3の真野普門一丁目の看板の件ですけれども、ここの土地は、道と会社の塀等で購入されます土地が囲まれていて、隣接する土地には何も障害がでるようなところではございませんので、問題ないと思いますので、どうぞご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、No.4の大石曾東五丁目、No.5の大石東三丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 No.4の曾東五丁目の件ですけど、この24日、現地調査に行きまして、大きく指摘するようなところは何もなかったと思っています。許可申請、もろもろについては、事務局のほうから細々と説明していただきましたので、もう私は言うことないと思いますので、ここでは割愛させていただきます。た

だ、一部ちょっと、先ほど雨水だったか、水の流れの件で言われたことについても、水の流れだからフェンスの移動等が発生する件についてもこちらのほう、事務局や私らの提案に従っていただけるという方向で動くと言っておられましたので、何ら問題ないものと思っております。ということで、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、5番、大石東三丁目の件ですけれども、これは、現行、許可を取ってずっとされている、許可の延長、継続の申請ですので、現地確認のときにご同行いただいた方も皆言っておられましたけれども、何ら問題にすべき点はないものと私も感じました。ということで、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

 続きまして、No.6の関津一丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 同じく7月24日でしたか、初めて現地調査をさせていただきまして、その結果、私ども昔からよく知ってる場所で、狭い里道しかないので、どうして入っていくのかなというのが第一の疑問だったんですが、先ほど事務局のほうから説明がありましたように、路政課の許可を得て、河川敷の堤防を使って入ると、そういうことですので、まずその点は問題がない。それから、周辺の農地は、地元の農事組合法人が耕作してる農地ですので、それに対する影響が一番心配されるわけですが、特に盛土もせず、地盤を強化するだけで、高さは変えずにそのまま利用するということでしたので、そういうように考えていただくと、問題はないかと思えます。

 以上でございます。よろしくご審議申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

 それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

委 員 No.1の現地写真、27ページなんですけど、これの左上の写真で獣害柵があると思うんですけど、この獣害柵はどちら側の境界に立ってるものですか。

事務局 事務局から説明します。

 獣害柵なんですけども、田側の話になりますので、基本的にはこの、今、27ページの写真の、人がたくさんいる向こう側に開閉扉がありまして、それを一々開けながら入場してくるというような形で、これは地元のほうでも了解を得てるということですので、獣害柵はそのまま、田の状態のままで、開閉だけをしてトラックが出入りするというような状態でございます。

 以上でございます。

議 長 それでは、ほかに何かご意見、ご質問はございませんか。

 (なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、同No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、同No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、同No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、同No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、同No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画についてを議題といたしま
す。
それでは、農林水産課の説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第4号 農用地利用集積計画については原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第5号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に対する意見についてを議題にいたします。

それでは、農林水産課の説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 続きまして、事務局、お願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありますか。

事務局 補足させてもらいますと、この基本構想については、農業委員会の意見を聞くということが法律にありますので、農林水産課が説明したことを、我々の意見として4点、示して意見を出そうと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、ご意見などもないようですので、お諮りいたします。

議案第5号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に対する意見については、回答案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第5号については回答案のとおり大津市長宛てに回答することに決定いたします。

では、10分間休憩といたします。

(休憩)

議長

それでは、再開します。

続きまして、報告案件です。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第3号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第4号 農地の転用事実等に関する照会について、以上一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、資料に基づき集計報告>

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議長

それでは、ご意見がないようですので、そのほか事務局からの報告がありましたらお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問はありますか。

<質疑・応答、意見等>

議長

それでは、これをもちまして農地系の報告案件は終了いたします。

引き続き、農業振興系の案件に移ります。

報告第5号 大津市農政審議会委員の推薦について事務局から報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長

ありがとうございました。

これまで〇〇委員におかれましては、長きにわたって委員をお務めいただ

きました。どうもありがとうございました。

では続きまして、報告第6号 広報誌「みどりのこだま」臨時号の発行について事務局から報告をお願いします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 それでは最後に、その他の報告について何かありますか。

議 長 最後に、何かご意見ございませんか。

<質疑・応答等>

議 長 ほかに何かご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ないようですので、マイクを司会にお渡しします。

副会長 ありがとうございます。会長、大変お疲れさまでございました。
以上をもちまして第2回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。皆様大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（安井 善次 委員） 印

委 員（大伴 四郎左衛門 委員） 印

委 員（井上 一夫 委員） 印